

① 営業等
(a) (製造・販売・修理・**料理飲食**・建設・サービス等の業務)

事業所名称	△○食堂		営業地	電話 (823)**** 番 本町五丁目1番45号
収入金額 (売上高)	①	9,000,000		
売上原価	仕入高	②	2,960,000	
	期首棚卸高	③	1,000,000	
	期末棚卸高	④	1,200,000	
	売上原価	⑤ (②+③-④)	2,760,000	
必要経費内訳	租税公課	60,000	消耗品費	160,000
	荷造運賃		減価償却費	270,000
	水道光熱費 (水・電・ガス)	100,000 420,000 280,000	外注工賃	
	旅費交通費		人件費	1,000,000
	通信費	100,000	地代・家賃	1,080,000
	広告宣伝費	80,000	借入金利息	145,000
	損害保険料	60,000		
	修繕費	200,000	小計	3,955,000
	必要経費の合計	⑥ (⑦+⑧)	6,715,000	
	専従者控除 (1名)	⑦	500,000	
年間所得金額	⑧ (⑤-⑥-⑦)	1,785,000		
開業年月日	昭和60年8月8日	開業資金	3,000,000	
従業員	氏名 住 所 支払金額	土佐 太郎 丸ノ内一丁目7-45	1,000,000	
減価償却費内訳	品名 耐用年数 購入年月 (取得価額) 償却額	品名 耐用年数 購入年月 (取得価額) 償却額		
	テレビ 5 2・3 (300,000) 60,000	レジスター 5 2・3 (150,000) 30,000	軽四 4 5・10 (720,000) 180,000	合計 270,000

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に収入すべきことが確定した金額をいいます。したがって、売掛金や未収金などのようにまだ入金していない売上代金も含まれます。また、売上代金を物品等で収入した場合や、商品を自家消費した場合も収入金額となります。

期首棚卸高 令和6年1月1日現在の商品の在庫高

期末棚卸高 令和6年12月31日現在の商品の在庫高

必要経費 営業を行う場合に必要とされる支出です。したがって、家事上の支出(生活費)は、算入できませんので、ご注意ください。

租税公課 営業にかかる税金や賦課金です。

必要経費となるもの 固定資産税・自動車税・自動車取得税・重量税・登録免許税・不動産取得税・事業税・各種組合費など

必要経費とならないもの 所得税・市県民税・延滞金など

水道光熱費 水道・電気・ガス・電話料などは営業部分と家事部分とを一緒に支払われている場合がありますが、その場合は点灯時間、使用頻度によりあんで、営業部分のみが必要経費となります。

広告宣伝費 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などの広告費用、名入マッチ、タオルなどの購入費用です。

修繕費 店舗などの壁の塗り替えやこわれた部分の取り替え、こわれたガラス戸・畳などの取り替えが含まれます。ただし、建物の増改築や用途変更のための模様替えなど比較的大きな工事は減価償却費の対象となります。

地代家賃 建物などを住宅と店舗両方に使用しているときは、面積比率等によりあんで、家事用の部分に相当する金額を除いてください。

借入金利息 事業の経営のために銀行などから借入した金銭の利息です。銀行などが発行する明細書を持参してください。

減価償却費 減価償却資産には、建物やその附属設備、機械、車両、備品などが含まれます。それぞれの品目毎に耐用年数が定められており、一定の方式により、耐用年数に応じてその代価が各年分に必要経費として配分されます。なお耐用期間が一年未満のもの、取得価額が10万円未満のものは、減価償却費の対象とはなりません。

☆算定〔定額法〕(取得価額-残存価額)÷耐用年数

※平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産については、残存価額が廃止され、1円の備忘価額を残し全額償却できるようになりました。

[少額な減価償却資産について]

使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産については、減価償却しないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

[一括償却資産について]

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。

〔裏面〕 ① 営業等
(a) (製造・販売・修理・料理飲食・建設・サービス等の業務)

事業所名称	電話 () 番 町丁目番 号		
収入金額 (売上高)	①		
売上原価	仕入高	②	
	期首棚卸高	③	
	期末棚卸高	④	
	売上原価	⑤ (②+③-④)	
必要経費内訳	租税公課	消耗品費	
	荷造運賃	減価償却費	
	水道光熱費 (水・電・ガス)	外注工賃	
	旅費交通費	地代・家賃	
	通信費	借入金利息	
	広告宣伝費		
	損害保険料		
	修繕費	小計	
	必要経費の合計	⑥ (⑦+⑧)	
	専従者控除 (名)	⑦	
年間所得金額	⑧ (⑤-⑥-⑦)		
開業年月日	昭和・令 年 月 日	開業資金	
従業員	氏名 住 所 支払金額		
減価償却費内訳	品名 耐用年数 購入年月 (取得価額) 償却額	品名 耐用年数 購入年月 (取得価額) 償却額	
			合計

(b) (パート・土木・大工・左官等の日雇労働)

※ ただし、継続して雇用されていて、勤務先、月収金額の申告ができる場合は給与として申告してください。

月別	働いた日数	日給	月収金額	月別	働いた日数	日給	月収金額
1月				7月			
2月				8月			
3月				9月			
4月				10月			
5月				11月			
6月				12月			
賞与(ボーナス)等				賞与(ボーナス)等			
雇主	住所	氏名(事業所名)	合計				

※ 令和6年中に収入がなかった方

該当する欄に○印をし必要事項を記入してください。

1 次の人に扶養されていた(の仕送りで生活していた。)

住所 _____ 氏名 _____ 続柄 _____

2 雇用(失業)保険を受給していた。

受給期間 年 月 日～ 年 月 日

3 生活保護受給中

受給期間 年 月 日～

4 遺族年金等を受給している。

① 遺族年金(恩給) ② 障害年金 ③ その他()

5 病気療養中

① _____ 病院入院 年 月 日～ 年 月 日

② _____ 病院通院中 年 月 日～

6 学生

学校名 _____ 学年 _____

7 その他の理由 _____

前年中に収入がなかった方は、前年中どのように生計を立てていたかご記入ください。

該当する欄に○印をし必要事項を記入してください。

① 次の人に扶養されていた(の仕送りで生活していた。)

住所 (例)土佐市高岡町○○ 氏名 高知 乙女 続柄 母

2 雇用(失業)保険を受給していた。

受給期間 年 月 日～ 年 月 日

3 生活保護受給中

受給期間 年 月 日～

4 遺族年金等を受給している。

① 遺族年金(恩給) ② 障害年金 ③ その他()

5 病気療養中

① _____ 病院入院 年 月 日～ 年 月 日

② _____ 病院通院中 年 月 日～

6 学生

学校名 _____ 学年 _____

⑦ その他の理由

(例) 預貯金等で生活

(例) 児童扶養手当など

② 農業

種類	収入金額	種類	収入金額
農業収入金額 ①			
必要経費			
必要経費の合計 ②			
減価償却費内訳	品名 耐用年数 購入年月 (取得価額) 償却額	品名 耐用年数 購入年月 (取得価額) 償却額	
差引農業所得金額 ③ (①-②-③)			

③ 不動産(貸家・貸間・アパート・駐車場等の収入)

所在地	賃借人	賃貸料(月額)	期間	収入金額
年間収入金額 ①				
必要経費				
合計 ②				
年間所得金額 ③ (①-②)				

④ 分離譲渡・山林等

所得の種類	収入金額	必要経費等	特別控除	所得金額

⑤ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得割額、特定株式等譲渡所得割額を所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の欄に必要事項を記入してください。

配当割額控除額	
株式等譲渡所得割額控除額	

⑥ 住民税に関する寄附金税額控除

都道府県・市区町村分(特例)	
住所の共同募金会・日赤支部	
条例指定分	都道府県 市区町村

「都道府県」「市区町村」及び「住所の共同募金会・日赤支部」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。

「条例指定分」の「都道府県」及び「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県又は市区町村の条例で指定された寄附金を支出した金額にそれぞれ記入してください。

⑦ 事業税に関する事項

非課税所得等	
前年中の開(廃)業	開始・廃止 年 月 日
□ 他 都 道 府 県 の 事 務 所 等	

※ 事業所得・不動産所得のある方は収支内訳書を添付してください。

平成26年1月から、所得の金額に関わらず、事業所得・不動産所得を有する方は、日々の売り上げや経費の記帳と、その保存が必要になっております(収支内訳書の様式は、市民税課のホームページからダウンロードできます)。

※ 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている方で、令和6年中の所得を税務署へ申告する必要のない方は、「所得税青色申告決算書」の添付をお願いします。

② 農業

種類	収入金額	種類	収入金額
米	837,900		
ヒューマン	456,200		
農業収入金額 ①			1,294,100
必要経費			
租税公課	24,030	防除費	119,260
種苗代	17,440	その他	327,570
肥料代	71,760	農具代	63,660
必要経費の合計 ②			623,720
減価償却費内訳	品名 耐用年数 購入年月 (取得価額) 償却額	品名 耐用年数 購入年月 (取得価額) 償却額	
	軽四 4 6・5 (675,000) 112,500		
	トラクター 7 2・1 (1,000,000) 143,000		
	田植機 7 2・1 (500,000) 71,500	合計 ③	327,000
差引農業所得金額 ④ (①-②-③)			343,380

③ 不動産(貸家・貸間・アパート・駐車場等の収入)

所在地	賃借人	賃貸料(月額)	期間	収入金額
仁井田9999	坂本 花子	40,000	12	480,000
"	役所 太郎	40,000	4	160,000
年間収入金額 ①				640,000
必要経費				
固定資産税	26,000			
損害保険料	24,000			
修繕費	30,000	合計 ②		80,000
年間所得金額 ③ (①-②)				560,000

(b) (パート・土木・大工・左官等の日雇労働)

※ ただし、継続して雇用されていて、勤務先、月収金額の申告ができる場合は給与として申告してください。

月別	働いた日数	日給	月収金額	月別	働いた日数	日給	月収金額
1月	18	10,000	180,000	7月	23	10,000	230,000
2月	22		220,000	8月	20		200,000
3月	26		260,000	9月	21		210,000
4月	25		250,000	10月	22		220,000
5月	25		250,000	11月	21		210,000
6月	24		240,000	12月	18		180,000
賞与(ボーナス)等				賞与(ボーナス)等			
雇主	住所 高知市本町5丁目1番45号	氏名(事業所名) 高知 大郎	合計	2	650,000		

申告書の提出方法

○ 市役所市民税課

○ 出張申告会場 (詳細は市民税課まで)

○ 郵送

なお、郵送にて提出される場合は、必ず申告書へ必要事項を記入し、必ず添付書類(コピー可)を同封して送付してください。添付がない場合は控除の対象となりません。

また、郵送された添付書類等はお返しできませんのでご注意ください。申告書の電話欄への記入も必ずお願いします。